

2026年度 神戸市高齢者インフルエンザ及び 新型コロナワクチン定期接種実施要領

2026年10月 神戸市保健所

1. 目 的

この要領は「予防接種法（昭和23年法律第68号）」及び「定期接種実施要領」、「神戸市定期予防接種及び行政措置費用助成要綱」に基づき、高齢者インフルエンザ予防接種及び新型コロナワクチン接種定期接種（以下、高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種）の実施に関し必要な事項を定める。

2. 実施主体等

高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン定期接種は「予防接種法（昭和23年法律第68号）」に基づき実施する定期予防接種とし、神戸市が実施主体となり、地域の医療機関の協力を得て実施する。

3. 実施期間

2026年10月1日から2027年1月31日まで

4. 対 象 者

接種日現在、神戸市民であり、次のいずれかに該当する者とする。

1. 65歳以上

2. 60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者（概ね、身体障害者程度等級1級に相当）。

5. 使用するワクチン

（1）インフルエンザワクチン

＜2026年度インフルエンザH A ワクチン製造株＞

A型株：A／スイス／6849／2025（IVR-278）（H1N1）

A／ミシガン／105／2025（SAN-049A）（H3N2）

B型株：B／東京／EIS13-175／2025（ビクトリア系統）

（2）新型コロナワクチン

＜2026年度に用いるワクチンの抗原組成＞

1価のLP.8.1を抗原とするワクチン

（XFG及びNB.1.8.1に対しても有効性が示された抗原を含む）

6. 実施方法

この事業の実施細目については、別に定める「高齢者インフルエンザ及び新型コロナワクチン定期接種事務の手引き」による。

7. 自己負担額

インフルエンザワクチン.....	1,500円
新型コロナワクチン.....	8,000円

8. 自己負担額が免除となる対象者および免除を証明する書類について

(1) 自己負担額が免除となる対象者

- ア 接種日において生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者
- イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の推進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による特定中国残留邦人等支援給付受給者
- ウ 当該年度分の市町村民税非課税世帯に属する者。
- エ 公害健康被害の補償等に関する法律に基づく被認定者については、別に定めるところにより（公害健康被害福祉予防事業として）自己負担額を免除し徴収しないことができる。

(2) 免除を証明する書類

前項各号に掲げる者は、当該各号に該当することを証明する書類を接種時に実施医療機関へ提示するものとする。

- ア 生活保護適用証明書、生活保護法医療券
- イ 支援給付適用証明書
- ウ 当該年度の介護保険料納入通知書（料金段階が1段階から3段階までのもの）、介護保険負担限度額認定証、後期高齢者医療資格確認書（限度区分が区Ⅰ又は区Ⅱのもの）、無料対象確認証
- エ 神戸市公害医療手帳